

少子化の進展や学校施設の老朽化への対応も含め、将来の望ましい教育環境のあり方を検討し策定した計画であるが、新型コロナウイルス感染症など子どもたちを取り巻く環境も急激に変化しており、特に小学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るためには丁寧な説明等を行うことが望まれる。このため、小学校の適正配置（統合）計画を推進するにあたり、運用上の方針を次のとおりとする。

第2期四万十町立小中学校適正配置計画 【P19…小学校】

小学校については、平成30年度の小学1年生が卒業後の令和6年4月に統合とします。

令和3年度の推計児童数が現在の各小学校単位で適正規模を満たしていない場合、かつ令和6年度以降も継続して適正規模を満たさない見込みの場合は、上記のように統合します。

なお、保護者等との合意形成が図られれば時期の前倒しもできるものとします。

【窪川地域】

令和3年度の推計児童数では、窪川小は、適正規模を満たしており、仁井田小・影野小・七里小・米奥小・川口小は、それぞれ適正規模を満たしていません。

窪川地域にある上記6つの小学校を統合し、校舎位置は現在の窪川小とします。

ただし、仁井田地区及び松葉川地区においては、当該地区の現2校合わせて令和6年度以降も継続して適正規模を満たすことが見込まれる場合は、当該地区において1校に統合するものとします。

令和3年度の推計児童数では、東又小は、適正規模を満たしており、興津小は、適正規模を満たしていません。窪川地域にある上記2つの小学校を統合し、校舎位置は現在の東又小とします。

【大正地域】

令和3年度の推計児童数では、田野々小・北ノ川小ともに適正規模を満たしていません。

大正地域にある2つの小学校を統合し、校舎位置は現在の田野々小とします。

【十和地域】

令和3年度の推計児童数では、十川小・昭和小ともに適正規模を満たしていません。

十和地域にある2つの小学校を統合し、校舎位置は現在の十川小とします。

推進方針

- 計画では令和6年4月としている統合時期を令和7年4月以降とする。
 - 統合の枠組みについても柔軟な対応ができるよう協議を進める。
 - 保護者等との合意形成の状況によっては、統合時期の前倒しもできるものとする。
- （理 由） 新型コロナウイルス感染症の影響や1年延期した北ノ川中学校の統合後の状況確認が必要なこと、地区から小学校存続の要望が出ていること、新たな取組も見られることから、地域とともにある小学校の特質を踏まえ、長期的な視点から取組を進める必要があるため。
- 計画を推進にあたっては、運用方針を上記のように変更するが、計画の変更（見直し）については、統合時期の目途が立った時点で改めて検討する。